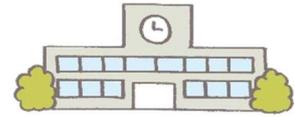


PTA運営ハンドブック



PTA活動は子どもたちの健全な育成に寄与するなど、学校園を支える大切な活動のひとつですが、PTAに関するご意見やお問い合わせが、毎年、教育委員会に数多く寄せられています。なかには、トラブルにつながりかねないものもあり、PTA活動に支障をきたす可能性もあります。この冊子では、PTAを運営していくうえで留意していただきたい事項を示しています。

保護者と学校、地域が相互に理解し協力して子どもたちの幸せと健やかな成長を見守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 PTA活動



PTAとは、保護者と教職員が対等な立場で協力し、学校と家庭と地域において、子どもの健全な育成を図る任意の社会教育関係団体です。

PTAは、子どもたちの学校生活をより良いものにするため、学校運営や学校行事に関わるなど、学校と連携・協力した活動を行うとともに、会員同士や地域の方たちと交流、協力をしながら、校外での見守り、地域における教育環境の改善・充実を図っています。

また、子育てや子どもの教育に関して、会員みずから学び、前向きに学習を進めていく学習団体でもあります。



ポイント

- 学校園の子どもたちのことを第一に考えて活動するよう心がけましょう。
- 必要性に疑問を感じる活動や負担に感じる活動は、その活動の意義を確認するとともに役員・会員の負担感も考慮して、続けるかを検討しましょう。
- PTA活動は、その学校園の全ての子どものための活動です。「会員ではない家庭の子ども」という理由で、子どもを区別することがないようにしましょう。
- PTAは「社会教育関係団体」として、一定の公共性・公益性が求められます。そのため、会員ではない保護者を合理的な理由なく区別することがないように、十分配慮するようにしましょう。

2 PTA 会則（規則）

PTA 会則とは、PTA の組織、運営、活動などについての基本的なルールを定めたものです。会則は、「会員の総意」であり、活動は会則に基づいて行われる必要があります。

会則には、通常、PTA の理念を明記しますので、すべての会員に理解してもらうためにも、よく周知することが大切です。会則の内容を知ることによって、PTA 活動に参加するときの意識も変わってくると思います。

なお、会則を改正する場合は、会員の意見をよく聞きながら慎重に検討し、会則等に定められた手順に従って行うようにしましょう。



ポイント

- PTA も組織である以上、活動には一定のルールが必要です。
- 会則は、いつでもだれでも知ることができるようにしておきましょう。
- 会則で細かいところまで決めてしまうと、活動の内容が極度に限定されてしまいます。詳細は「細則（規則）」などを別に定めるようにしましょう。



3 PTA の入退会

PTA は任意団体であり、加入するかどうかは個人の自由な意思で決められるものです。PTA は任意であることを説明するとともに、入会届を使用した入会の意思確認を行うようにしましょう。また、在校生についても、毎年、継続の意思確認を行うのが望ましいでしょう。

会員から退会の申し出があった場合は、「子どもが差別される」「不利益がある」などと言って引き留めることがないように注意しましょう。



ポイント

- 「知らない間に入会していた」と言われたいよう、教職員も含め、入会届を提出してもらうようにしましょう。
- 加入を促すには、PTA 活動の目的や内容、必要性などを丁寧に説明するとともに、誰でも参加しやすい組織を目指しましょう。
- 毎年、加入継続の届を提出してもらう方式にすることで、会員の情報を更新していくことができます。

4 役員（委員）の選出

役員（委員）の選出方法は、立候補など本人の意思に基づく選出が望ましいですが、それがむずかしい場合は、役員（委員）の強制や押し付け合いなどが無いよう、よく話し合っ決めてみましょう。

役員（委員）決めの際に、役員（委員）ができない理由として家庭の事情や健康上の理由を他の会員の前で述べさせることは、当事者に精神的な苦痛を与えるなどの人権侵害となります。また、役員（委員）決めによるトラブルから、特定の個人に対する攻撃や個人の内情を SNS にさらすようなことはやめましょう。



ポイント

- 役員（委員）の選出方法や役員定数に満たなかった場合の対応を事前に決めておくなど、選考方法や選考過程を明確にしておきましょう。
- 役員（委員）ができない理由を他の会員の前で発表させたり、個人の事情を他の会員に知らせたりすることが無いよう、役員決めの際には十分に注意しましょう。



5 個人情報の取り扱い

平成 29 年 5 月の法改正により、PTA も個人情報保護法の適用を受ける団体となりました。個人情報の取り扱いを定めているかなど、PTA の個人情報の管理に問題がないか、あらためて確認するとともに、個人情報の取り扱いには、十分注意するようにしましょう。



ポイント

- 個人情報は、入会届を活用するなどして、その利用目的を明確にしたうえで、直接本人から取得しましょう。
- 本人の同意なく、学校が保有するクラス名簿等を閲覧することはできません。
- 本人の同意を得ない第三者への個人情報の提供は、原則禁止されています。
- 個人情報の取得方法、管理方法、保有期間、同意の取り方、同意が得られなかった場合の対応、開示を求められた場合の対応など、あらかじめルールを決めて会員に周知しておきましょう。
- 取得した個人情報は、しっかりとした管理体制で保管しましょう。

6 PTA 会費の徴収等

PTA は学校園とは別の組織ですので、本来、PTA 会費は PTA が集めるべきものです。PTA 会費を学校園で徴収してもらう場合は、PTA と学校園との間で業務委託契約（準委任契約）を結んでおきましょう。

学校園と業務委託契約を結ぶ場合は、会員の同意を得たうえで、学校園に依頼する内容を業務委託契約書で明確に規定する必要があります。そのため、書面での契約を毎年、学校園と結んでおきましょう。



ポイント

- 学校園との業務委託契約については、総会で決議するなど会員の同意を得たうえで、会員に周知しておきましょう。
- 業務委託契約で学校園に依頼する内容は、学校園長とよく話し合って決めるようにしましょう。
- 学校園に、学校園徴収金と合わせて PTA 会費の徴収を依頼する場合は、PTA 入会の意思を確認したうえで、会員の個人情報を学校園に提供してよいか、学校園徴収金と同じ口座から引き落してよいかを、個々の会員から同意を得る必要があります。
- 会費を物品などで直接個人に還元することは望ましくありません。
- PTA が学校園に対して自発的な寄付を行うことは禁止されていませんが、寄付の内容や必要性などをよく考え、事前に学校園長とよく相談しておきましょう。



これからの時代にあった PTA 活動とするためには、事情や環境の異なる人たちへの配慮や様々な意見・考え方に対して柔軟な姿勢で向き合うとともに、普段から会員同士十分な意思の疎通を図ることが必要です。

「今までこうしてきた」という理由だけで活動を継続していくのではなく、誰もが参加しやすい PTA 活動を考えていきましょう。

令和 5 年 1 2 月

西宮市教育委員会事務局 地域学校協働課